足場上で労働者を作業させる**下請け事業者**のみなさまも

足場の点検者の指名が必要です！

1 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1 施行

●指名の方法

点検者の指名は、「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

●点検者について

1 足場（つり足場を除く）における作業開始前の点検（安衛則第567条第１項）

点検者には**足場を使用する労働者の責任者**を指名することが望ましいです。

点検事項は、手すり等足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無に限定されているため、専門性は求められていません。点検は、事業者の指名した点検者が直接実施しましょう。

2 足場の組立て、一部解体又は一部変更後の点検、つり足場における作業開始前の点検（安衛則第567条第２項、第568条）

点検者に資格要件はありませんが、点検に専門性が求められるため、**足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者**(※１)を指名することが望ましいです。

また、点検者には、足場の組立て等の作業に関わる**当事者以外**を指名することが望ましいです。ただし、従業員が少ない等の理由により、当事者以外に点検者の指名が困難な場合は、足場の組立て等の作業に関わる当事者を指名しても差し支えありません。

足場の点検に関する十分な知識・経験がない下請け事業者の場合は？

足場の組立て設置業者又は元方事業場等の注文者において、点検した記録を、下請け事業者が指名した点検者が確認することにより、足場の組立て、一部解体又は一部変更の点検を実施したものとしても差し支えありません。

※１　「足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者」とは、例えば、
- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

2 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1 施行

足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に、指名した**点検者の氏名を記録**し、**保存**しなければいけません。

広島労働局・福山労働基準監督署

関係法令

★安衛則第567条(点検)

事業者は、足場(つり足場を除く。)における作業を行うときは、**点検者を指名**して、**その日の作業を開始する前**に、作業を行う箇所に設けた**足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無**について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2　事業者は、**強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後**において、足場における作業を行うときは、**点検者を指名**して、**作業を開始する前**に、**次の事項**について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

一　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
二　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態
三　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
四　足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無
五　幅木等の取付状態及び取り外しの有無
六　脚部の沈下及び滑動の状態
七　筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取り外しの有無
八　建地、布及び腕木の損傷の有無
九　突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能

3　事業者は、前項の点検を行つたときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一　当該点検の結果及び**点検者の氏名**
二　前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

★安衛則第568条(つり足場の点検)

事業者は、つり足場における作業を行うときは、**点検者を指名**して、**その日の作業を開始する前**に、**前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項**について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

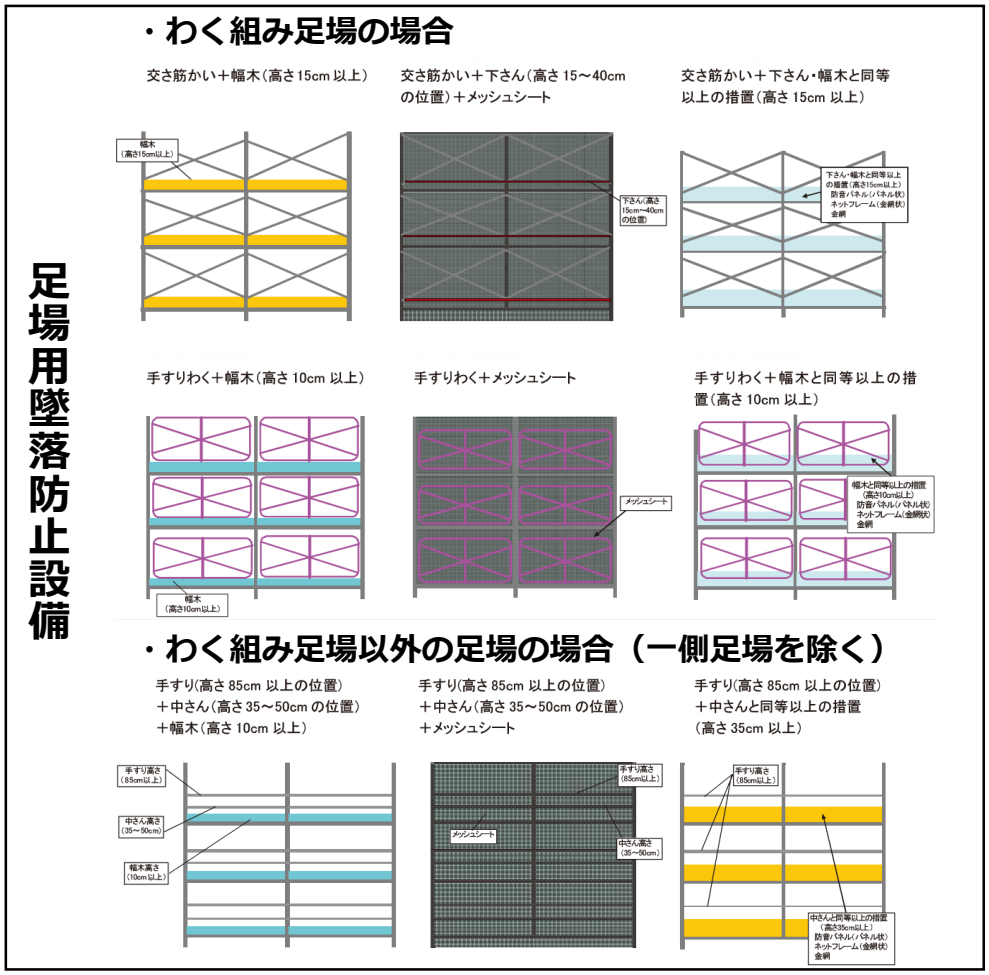

足場等の種類別点検チェックリスト様式

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の改正について

ー問い合わせ先ー

■福山労働基準監督署　安全衛生課
〒720-8503　福山市旭町1-7　TEL：084-916-3180